

子どもの貧困対策について

第二次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども総合計画後期計画に包含、期間：令和2～6年度）

子どもの貧困対策の方向性とポイント

- 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携により子ども(保護者)を見守りや支援につなぐ取組の推進
- 子どもの居場所づくりへの支援
- 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
- 市町村との連携強化

具体的取組

庁内が連携し、下記7つの視点で具体的取組を推進

- **困窮している世帯を経済的に支援（就労支援を含む）**
 - ・生活困窮者自立支援制度、母子家庭等就業・自立支援センター事業など26事業
- **学びを支える環境づくりを支援**
 - ・スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化など27事業
- **子どもたちが孤立しないように支援**
 - ・公民連携による子どもの居場所への支援など22事業
- **保護者が孤立しないように支援**
 - ・「にんしん SOS」相談事業など19事業
- **安心して子育てできる環境を整備**
 - ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）など13事業
- **健康づくりを支援**
 - ・子育て世代包括支援センターの設置促進など10事業
- **オール大阪での取り組み**
 - ・子どもの貧困緊急対策事業費補助金、子ども輝く未来基金など6事業

【主な取組み】

- **子ども食堂における食の支援事業 <R4新規>**
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大及び物価高騰が続く中、活動を継続する子ども食堂の食材を支援（おこめ券及びお肉のギフト券の配付315か所、レトルト食品・缶詰等の食品セットの配付308か所）
- **子どもの貧困緊急対策事業費補助金 <H30～>**
 - ・市町村における「課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組」を支援（R4交付決定：28市町、249,988千円）
- **子ども輝く未来基金 <H30～>**
 - ・子どもの貧困対策に社会全体で取り組むため、府民や企業等からの寄附の受け皿とする基金を活用し、子どもの教育、体験、生活支援に関する事業を実施
- **府立母子・父子福祉センターにおける相談支援・就業支援等 <R2.6.15開設>**
 - ・生活・離婚前後・法律・面会交流・養育費等の各種相談、ヘルパー派遣、就職やキャリアアップに向けた支援等
- **養育費確保支援事業 <R3～>**
 - ・郡部(8町1村)の児童扶養手当受給者に対し公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料を支援
- **面会交流支援事業 <R4新規>**
 - ・概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親が子どもと定期的、継続的に交流することを支援